

平成19年度政策評価の年次報告(概要)

- 評価法()第19条に基づき、毎年「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」を国会に報告(今年で6回目)
行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号)
- 「重要対象分野の評価の推進」及び「規制の事前評価を新たに義務付け」は今回初めての報告

【平成19年度の政策評価のトピック】

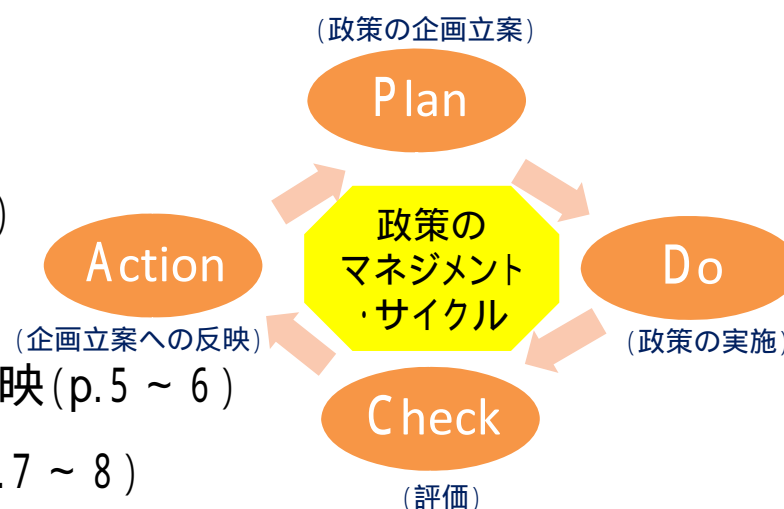
重要対象分野の評価の推進(p.2)

規制の事前評価を新たに義務付け(p.3)

各府省における新たな取組(p.4)

各府省における評価結果の政策への反映(p.5~6)

総務省行政評価局による評価の実施(p.7~8)



重要対象分野の評価の推進

評価の枠組み 「経済財政改革の基本方針2007」(平成19年6月19日閣議決定)に基づき実施

評価結果を活用し、予算の効率化等国の政策に適切に反映するため、

総務大臣が、政策評価・独立行政法人評価委員会の調査審議を踏まえ、毎年末、
経済財政諮問会議に、重要対象分野の選定等について意見具申

経済財政諮問会議が、政策評価の重要対象分野等を提示

各府省は、当該提示を踏まえた評価を実施(総務大臣は、評価の実施を推進)

重要対象分野 平成19年11月26日経済財政諮問会議提示

- 1 少子化社会対策に関連する、
育児休業制度
【厚生労働省】
子育て支援サービス
【文部科学省、厚生労働省】
ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)
の実現に向けた取組
【内閣府、厚生労働省】

- 2 若年者雇用対策
【文部科学省、厚生労働省、
経済産業省】

- 3 農地政策
【農林水産省】

関係府省が平成20年度以降評価を実施

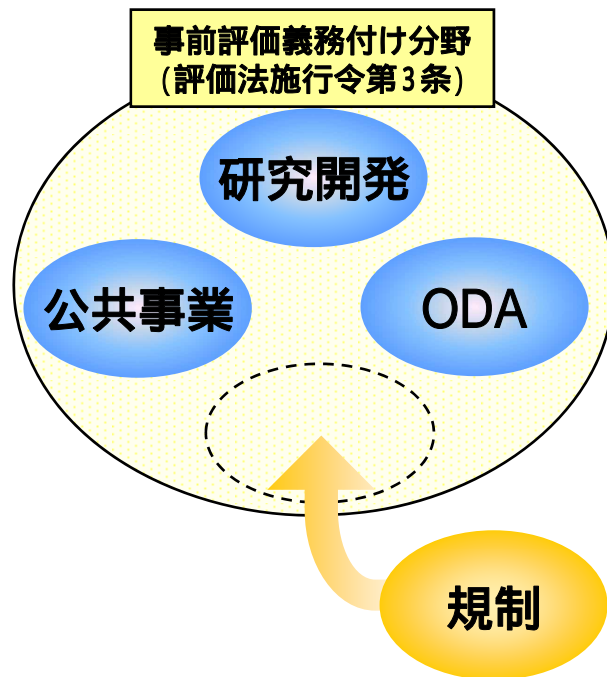
規制の事前評価を新たに義務付け

規制の新設又は改廃時にその効果、負担等について事前評価を行い、公表する。

➔ 平成19年3月30日評価法施行令()の一部改正(閣議決定)、同年10月1日施行

()行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令(平成13年政令第323号)

➔ 施行後、平成20年3月末までの実施件数は、10府省116件



従来、事前評価が義務付けられていた3分野に加え、「規制」を新たに追加

事例：長期使用製品安全点検制度の導入（経済産業省）

平成19年10月に評価書を公表
消費生活用製品安全法(平成19年11月21日公布、21年4月1日施行予定)

【規制の目的】

消費者による保守が難しく、経年劣化による重大事故の発生のおそれが多いと考えられる製品(ガス瞬間湯沸器、密閉燃焼式石油温風暖房機、浴室用電気乾燥機等)について、消費者に保守情報を適切に提供するとともに、点検の通知や応諾を製造・輸入事業者を求める等の制度(長期使用製品安全点検制度)を導入し、市場出荷後における経年劣化による製品事故の未然防止対策を講じる。

【規制の改正内容】

改正案	長期使用製品安全点検制度
代替案	消費者に点検義務を課す規制
代替案	民間事業者の自主的取組による点検促進

【想定される便益】

5年間に発生する特定保守製品の経年劣化による事故発生件数の低減(現状135件)

改正案	発生件数	30件 (105件低減)
代替案	発生件数	0件 (135件低減)
代替案	発生件数	128件 (7件低減)

【想定される費用】

	< 遵守費用 >	< 行政費用 >
改正案	73億円 (事業者の情報提供費用等)	2億円 (製品事故情報の収集費用等)
代替案	942億円 (消費者の定期点検義務費用)	88億円 (消費者登録管理費用等)
代替案	9億円 (事業者のPR活動費用等)	特になし

(注) 本評価における数値は、試算上仮定した数値である。

【政策評価の結果】

改正案 **未然に防止できる事故件数及び事故1件当たりに必要なコストとも選択肢の中で最も適当**
 代替案 **未然に防止できる事故1件当たりのコストが過大となり、社会全体の費用対便益の観点から適切でない。**
 代替案 **必要となるコストは小さいが、未然に防止できる事故件数が他の案に比べ過小となり、本対策の目的である事故を未然に防止する効果が期待できない。**

各府省における新たな取組

評価結果の的確な反映のため、
評価実施時期を変更等

【内閣府、文部科学省】



例：文部科学省

評価結果を予算要求等により的確に反映させるため、
実績評価の実施時期を
1か月程度早めた

18年度 6月中旬～8月初旬

19年度 5月下旬～6月下旬

評価結果等の情報を分かりやすく
提供するため、評価書における
記載等を工夫

【法務省、外務省、財務省、農林水産省】

例：外務省

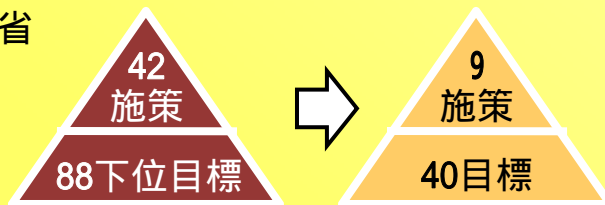
一目で評価結果が
分かるように
評価結果を冒頭に記載

-1-8.....
[施策の概要]
[施策の評価] [評価結果] 「目標の達成に向けて進展があった。」

政策評価と予算・決算との連携
強化のため、政策体系を見直し

【厚生労働省、国土交通省、環境省、防衛省】

例：環境省



全府省において、平成20年度予算から政策評価の単位と予算書の
表示科目の単位(項・事項)が対応

的確な評価の実施に向けて、
新たに評価実施要領を作成

【経済産業省】

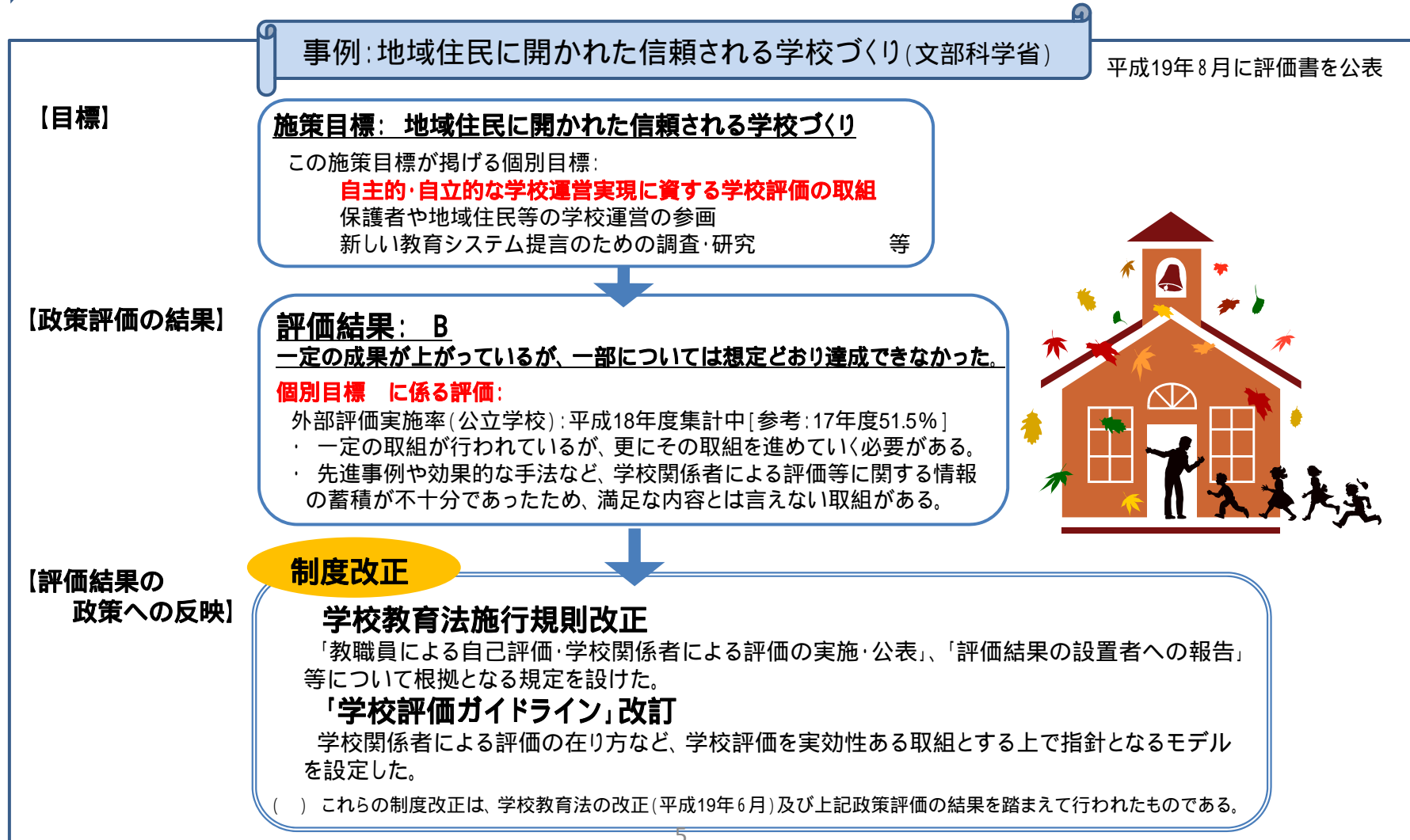
「規制に係る事前評価
に関する経済産業省
政策評価実施要領」
を独自に作成



各府省における評価結果の政策への反映

一般政策(各府省の政策のうち、公共事業等以外のもの)を対象に評価を実施

⇒ 改善・見直しを実施した割合は、47.7% (265件 / 555件)



総務省行政評価局による評価の実施

統一性又は総合性を確保するための評価

評価の実施状況

平成19年8月「リサイクル対策に関する政策評価」について評価結果を取りまとめ、全府省に意見を通知するとともに公表

平成20年1月「PFI事業に関する政策評価」について評価結果を取りまとめ、内閣府に勧告するとともに公表

平成20年3月末現在、4テーマ（「自然再生の推進」()、「世界最先端の「低公害車」社会の構築」、「配偶者からの暴力の防止等」及び「外国人が快適に観光できる環境の整備」）について評価を実施中
() 「自然再生の推進」については、平成20年4月22日に勧告・公表

評価の反映状況

平成18年度に評価結果を通知したテーマ

少年の非行対策に関する
政策評価



【関係行政機関による政策への反映状況】

評価結果を踏まえ、公立小・中学校にスクールカウンセラーを配置し児童生徒の教育相談を受ける体制を整備すること、法務省と厚生労働省が連携し非行少年等の立ち直りを支援するための就労支援事業を実施すること等の少年の非行対策を推進

平成17年度に評価結果を通知したテーマ

大都市地域における大気環境
の保全に関する政策評価



【関係行政機関による政策への反映状況】

評価結果を踏まえ、局地汚染対策及び流入車対策を導入した改正自動車NOx・PM法（平成19年5月成立）について、関係する政令や府省令を改正 等

政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価活動

政策評価のやり方の点検

各府省が実施した政策評価について、**評価として備えるべき水準に達しているか否かを点検し、次のような今後の課題を提起**

実績評価方式による評価：数値化等による目標の特定

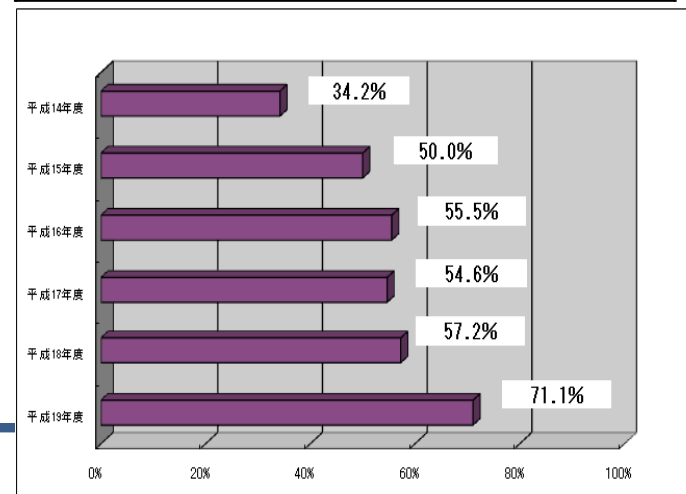
規制の事前評価：費用及び便益の分析の充実、レビューの

適切な実施

等

(義務付け開始に対応し、新たに点検を実施)

目標が数値化等により特定されている評価の割合(府省全体)



政策評価の内容の点検

各府省が実施した政策評価について、**評価の妥当性に疑問が生じた場合、評価の内容に踏み込んで点検**
疑問が生じた47事例(13府省)について、**事実関係を把握・整理**

改善すべき点がみられたものについては、**評価のやり直し、適切な指標の設定、評価書の修正などを指摘**

今回、新たに、本年度の取組の結果見いだされた一般的な課題を整理し、これらの課題に係る今後の評価に向けて留意すべき事項を提示

公共事業：需要予測等が過去の実績等に照らして現実的なものになっているか留意することが重要

一般政策：指標が専ら政策の執行の状況をとらえるものになっているものについては、国民生活及び社会経済に

及ぼす影響を直接又は間接に把握できるものにできないかどうか留意することが必要

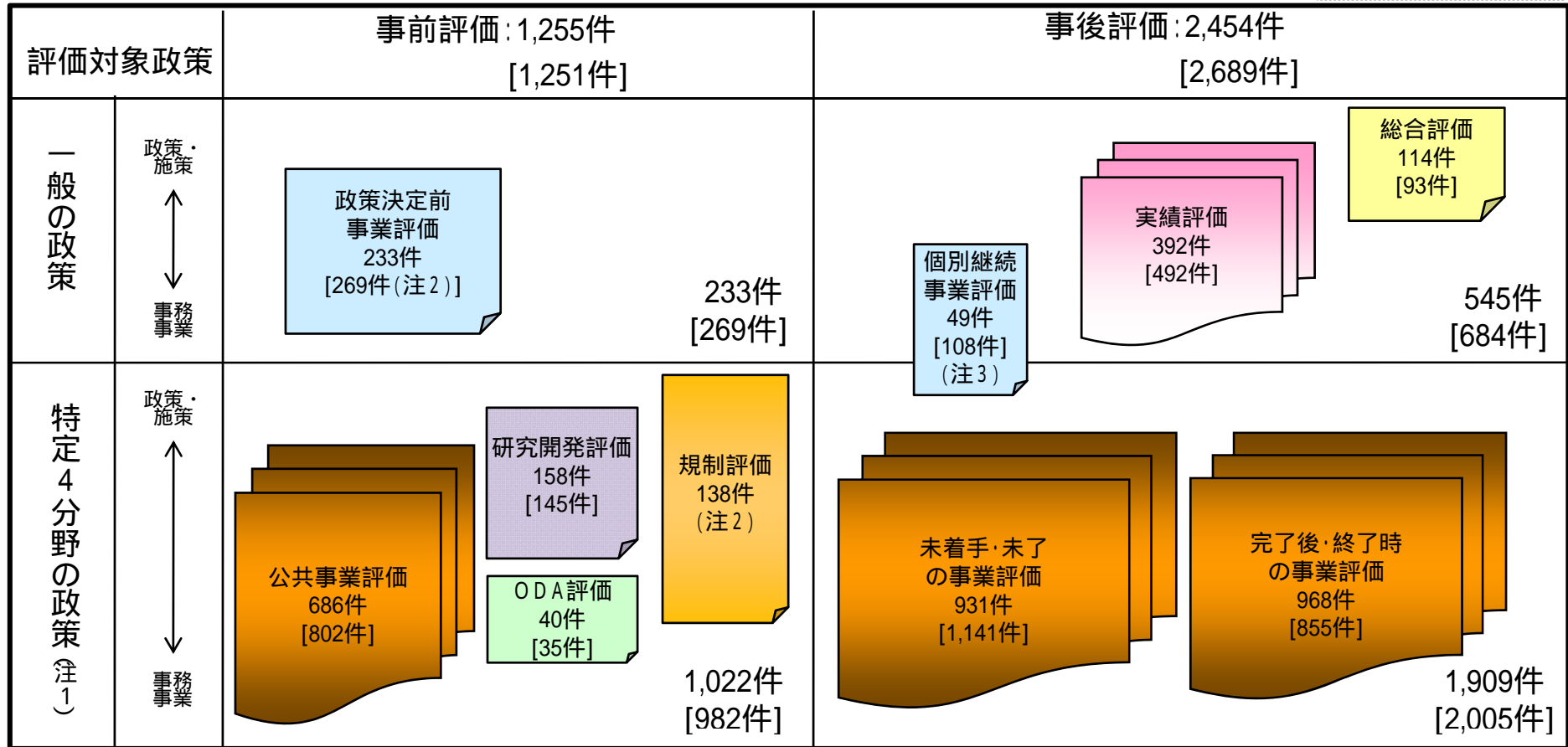
等

参考

各府省における政策評価の実施状況

- ▶ 平成19年度の評価実施件数は、3,709件（前年度3,940件）
- ▶ 各府省が実施した政策評価はすべて各府省HPで公表

[]内は前年度



- (注) 1 特定4分野の政策とは、評価法により事前評価の実施が義務付けられている、研究開発、公共事業、政府開発援助(ODA)及び規制をいう。
 2 規制の事前評価は平成19年10月1日から義務付けられている。また、上記「規制評価」及び平成18年度における「政策決定前事業評価」には、規制を対象とした試行的評価(19年度:22件)が含まれている。
 3 上記「個別継続事業評価」には、特定4分野の政策に係る評価(19年度910件、18年度:9件)が含まれている。

[本件連絡先]

総務省 行政評価局 政策評価官室

政策評価官： 吉開^{よしかい} 正治郎^{しょうじろう}（内線：9132）
調査官： 羽室^{はむろ} 雅文^{まさふみ}（内線：9671）
総括評価監視調査官： 大槻^{おおつき} 大輔^{だいすけ}（内線：9139）
評価監視調査官： 九嶋^{くしま} 正也^{まさや}（内線：9133）

電話（直通） 03-5253-5427
（代表） 03-5253-5111
（FAX） 03-5253-5464
（E-mail） kans1027@soumu.go.jp

「平成19年度政策評価の年次報告」（平成19年度 政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告）全文については、総務省ホームページ内の http://www.soumu.go.jp/hyouka/seisaku_n/nenji_houkoku.html を御参照ください。